

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

- 規則
福島県知事部局職員倫理規則の一部を改正する規則
福島県教育委員会
- 福島県教育関係職員倫理規則の一部を改正する規則

規 則

福島県知事部局職員倫理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第四十七号

福島県知事部局職員倫理規則の一部を改正する規則

福島県知事部局職員倫理規則（平成十二年福島県規則第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「職員の職の格付けに関する規程（昭和三十七年福島県訓令第第八号）別表の行政職給料表格付表部長相当職の欄に掲げる」を「標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程（平成二十八年福島県訓令第十四号）別表第一に掲げる標準的な職が部長の職制上の段階に属する」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（人 事 課）

福島県教育委員会

福島県教育関係職員倫理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十三号

福島県教育関係職員倫理規則の一部を改正する規則

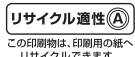
福島県教育関係職員倫理規則（平成十二年福島県教育委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「教育長及び職員の職の格付けに関する規程（昭和三十七年福島県教育委員会訓令第四号）別表の行政職給料表格付表部長相当職の欄に掲げる」を「福島県教育委員会の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程（平成二十八年福島県教育委員会訓令第三号）別表第一の二の表に掲げる標準的な職が部長の職制上の段階に属する」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（職 員 課）



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一